

令和8年度 第1回船橋市子ども・子育て会議 会議録

開催日時

令和8年8月4日（火） 13時30分～14時35分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

（委員）

佐藤委員（副会長）、生田委員、尾木委員、川上委員、小出委員、佐久間委員、澤田委員、鈴木委員、田中委員、中原委員、保坂委員、松崎委員、山田委員、山中委員、山本委員

（市職員）

鈴木こども家庭部長、小澤地域子育て部長、狩野こども政策課長、菊地子育て給付課長、奥野児童相談所長、藤沢児童相談所総務主幹補佐、吉澤こども家庭センター所長、渡邊保育入園課長、三輪保育運営課長、菅原地域子育て支援課長補佐、服部療育支援課長、藤井地域福祉課長志村指導監査課長、高山地域保健課長、島田教育総務課長補佐、津田青少年課長補佐、大塚放課後児童支援課長、その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 石原こども政策課長補佐、宇都総務企画係長、山本主任主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について
 - （2）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
 - （3）保育提供体制の確保のための実施計画について
 - （4）船橋市児童相談所の設置について
 - （5）こども・若者の社会参画のための環境づくりについて
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10名 傍聴者2名

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

これより令和8年度第1回船橋市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課課長補佐の石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

初めに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつかますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手挙げ機能でお知らせください。指名を受けましたら、マイク機能をオンにしてご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、今年度より新たに委嘱された委員の方を紹介させていただきます。

船橋市保育園父母会連絡会、大石盛伝様に代わり、同会会長、山田香綸様を委嘱いたしました。

また、本日は欠席のご連絡をいただいておりますが、船橋市中学校長会 山岸秀規様に代わり、同会副会長 小川欣弘様、船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会 鈴木ひろ子様に代わり、同会会長 厨 龍一様を新たに委嘱いたしました。

なお、7月1日をもって本市が児童相談所設置市になったことに伴い、千葉県市川児童相談所船橋支所長の島貫様は退任されることになりました。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認ください。

(配付資料の確認)

○事務局（こども政策課長補佐）

なお、本日、上村会長につきましては、所用によりご欠席のご連絡をいただいておりますので、本日の議事の進行につきましては、佐藤副会長にお願いしたいと思います。

それでは、佐藤副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議題等

○佐藤副会長

皆様、改めましてこんにちは。

上村会長に代わりまして、本日、議題を進行させていただきます。

それでは、令和8年度第1回船橋市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思います。

本日の会議は、19名の委員のうち、15名の方々にご出席をいただいておりますこ

とから、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第2項に規定されております過半数の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開、傍聴についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開としております。傍聴者の定員につきましては10名までとして、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

本日、2名の傍聴者がいらっしゃいます。

それでは、ここで傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者 入室)

○佐藤副会長

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした傍聴に関する注意事項の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

(1) 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について

○佐藤副会長

それでは、議題に入りたいと思います。

議題の1点目、「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について」です。

こども政策課よりご説明をよろしくお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

それでは、議題1、第3期計画等の実績についてをご説明させていただきます。資料1、A3横の参考資料①、②でのご説明になります。

まず、資料1にて、各基本施策の参考指標、地域子ども・子育て支援事業の令和7年度実績、教育・保育と放課後児童健全育成事業の令和8年4月1日の実績をご報告させていただきます。

資料2ページをご覧ください。第3期計画等の概要でございます。

各基本施策の主な取組には参考指標が設定されており、現状値に対して目指す方向を示しております。また、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業につきましては、量の見込みと確保方策を設定し、進捗状況を管理するものとしております。

なお、昨年度策定いたしましたこども計画につきましては、この第3期計画等を包含していることから、次年度は「船橋市こども計画」として進捗状況をご報告いたします。

3ページをご覧ください。ここから18ページ目までが、各基本施策における主な取組で設定した参考指標の進捗状況、実績の報告となります。

基本施策1、「乳幼児期の教育・保育の充実」における主な取組、「保育士の確保」の参考指標、「保育士養成修学資金の借受者（当該年度卒業生）のうち、市内保育所等への新規就職者数」について、制度を利用する学生数が減少傾向にあり、実績値は減少しております。ただ、少子化により保育士養成施設の卒業生は年々減少している中、卒業生に占める市内就職の割合は高い水準を維持し、また、制度の周知の範囲を拡大するなど、

所管課において対応しているところでございます。

５ページをご覧ください。

基本施策２、「こどもの健全な育成の充実」における主な取組、「学習機会・学習スペースの提供」は、「学習支援事業の参加者数」を指標として設定し、令和７年度実績値は現状値に対して目指す方向のとおり増加となっております。

また、次の「高校生キャリア支援事業」についても、目指す方向のとおり増加しております。

令和７年度の実績の傾向といたしまして、各事業の実施を取り巻く状況などで違いはございますが、おおむね目指す方向のとおり進捗しているものと考えております。

続いて、１９ページをご覧ください。ここから３１ページまでが、令和８年４月１日の教育・保育の量と確保実績となります。

初めに、保育を必要とする３号認定子ども（０歳児）でございます。

市全体の計画値では推計児童が４，０１０人、利用率は２０％であるのに対して、下表の実績値では、児童数３，９０３人、利用率は２１．３％で、児童数は推計児童数を下回ったものの、利用率は推計を上回り、需要実績は計画値を上回る８３３人となっております。確保数では、計画では１，３３４人、確保実績は１，２９３人となっておりますが、需要実績に対する確保実績はプラス４６０人となっております。

２２ページをご覧ください。保育を必要とする３号認定子ども（１歳児）でございます。

市全体の計画値では、推計児童数が４，０３７人、利用率は６１．４％であるのに対し、実績値では児童数３，９８５人、利用率は６５％で、０歳児と同様、児童数は推計児童数を下回ったものの、利用率は推計を上回り、需要実績は計画値より上回る２，５９１人となっております。確保数では、計画では２，５０６人ですが、確保実績は２，４６３人となり、需要実績に対する確保実績がマイナス１２８人となり、市全体として供給が足りていないという実績でしたが、令和７年度より不足数は１２０人改善しております。地域別に見ますと、西部と中部、北部で、需要実績に対して確保実績が不足しております。

２５ページをご覧ください。保育を必要とする３号認定子ども（２歳児）でございます。

市全体の計画値では、推計児童数が４，０８１人、利用率は６６．９％であるのに対し、実績値では児童数４，１６９人、利用率は６６．１％で、児童数は推計児童数を上回り、利用率は推計を下回りましたが、需要実績は計画値を上回る２，７５６人となっております。確保数は、計画では２，８６０人、確保実績は２，７９６人となり、需要実績に対する確保実績はプラス４０人となっておりますが、地域別に見ますと、西部と北部で需要実績に対して確保実績が不足しております。

２８ページをご覧ください。保育を必要とする２号認定子ども（３歳児から５歳児）でございます。

市全体の計画値では、推計児童数が１万３，１３８人、利用率は５５．３％であるのに対し、実績値では児童数１万３，２１８人、利用率は５６．１％で、児童数と利用率は推計を上回り、需要実績は計画値を上回る７，４１１人となっております。

全体の傾向として、2号認定子どもについては保育ニーズには対応できておりますが、3号認定子どもについては1歳児で供給が不足している状況です。

令和8年4月1日の保育所等待機児童の状況については、参考資料①、②にて、後ほどご報告いたします。

32ページをご覧ください。ここから最後の57ページまでが、地域子ども・子育て支援事業の実績となります。各事業における事業概要や、令和7年度の実績と実施状況を記載してございます。

実績につきましては、実情により増減はございますが、おおむねニーズに対応した提供ができたものと考えております。

35ページをご覧ください。資料1の説明は最後となりますが、ここから37ページまでが、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）の令和8年4月1日実績となります。

令和8年度の実績値について、市全体の確保実績は6,132人で、令和7年度よりも増加しているものの、需要実績が6,545人となり、マイナス413人の不足が発生している状況でございます。ここまでが資料1の説明となります。

続きまして、参考資料、A3横の資料でございます。①が市全体の基礎データ、②が5地域ごとの就学前児童数や待機児童数等の状況を、地図や表、グラフに整理したものでございます。

参考資料①、市全体をご覧ください。

資料左側上段、就学前児童数は減少傾向にございます。令和8年4月1日で2万5,275人となっております。就学前児童数の地区割合ですが、西部に27.1%、東部に24.2%となっております。

次に、保育需要数でございます。入所児童は昨年度よりも57人増加し、待機児童数は200人減少しております。入所児童数と待機児童数の合計である保育需要数については、143人減少しております。保育需要率については、昨年度より全体で1.1ポイント増加、全ての年齢層で増加し、待機児童数は減少したものの、466人発生している状況にございます。

続きまして、右側の中段、施設の整備状況です。上から2つ目の表をご覧ください。

令和7年度は、認定こども園を1施設、私立保育所を3施設、小規模保育事業所6施設の合計10施設、認可定員として411人、そのうち2号・3号が321人分整備されました。

参考資料②をご覧ください。

令和8年4月1日現在の5地域ごとの状況になりますが、まとめてご説明いたします。

まず、各地域とも就学前児童数は減少、保育需要数のうち待機児童数は各地域で減少しております。また、入所児童数は南部と北部で減少しておりますが、そのほかの地域、西部、中部、東部は増加しております。最後に待機児童数と入所児童数の合算である保育需要数については、西部は増加しておりますが、そのほか南部、中部、東部、北部は減少しております。

以上でございます。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画等の実績について」、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方は、カメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。

小出委員、お願いいたします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。説明ありがとうございました。

確認という意味で質問させていただきたいのですが、この計画ができた後に新たに市の事業として実施したものが、この計画にどう反映していくかということをお聞きしたいと思います。

例えば、4ページにありますこどもの居場所づくりは、今年の3月から、学校のほうで朝のこどもの居場所づくりというのが試行的に始まっていると思いますけれども、今、5校ということで、やはりこれも小1の壁の問題なんかもありますので、重要な取組の一つだと思っています。こういったことがどういうふうに展開していくのかというのは、やはり指標的に見えてきたほうがいいのかと思います。こういった計画策定後に新たに市が取り入れた事業をこれにどう反映していくかという点で、お答えいただければと思います。

○佐藤副会長

ありがとうございました。

ご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

今回の実績に関しましては、まずは令和7年度実績ということで資料を作成させていただいております。こども計画を策定後の実績につきましては、来年度、どのような形でやるかは、検討する必要があると思いますが、何かしら資料として出していきたいと考えております。

○小出委員

ありがとうございました。よく分かりました。

○佐藤副会長

ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

○佐藤副会長

それでは、続いて議題の2点目に移ります。

「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」です。

保育運営課よりご説明をお願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課でございます。

それでは資料2「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」、ご説明をいたします。

まず2ページ目をご覧ください。

「1. 利用定員の設定について」、「(1) 定員の設定」です。

特定教育・保育施設においては、施設、事業の認可時に、施設規模等に応じて設定される認可定員とは別に、市が施設、事業所に対して行う給付、施設型給付費等になりますが、これの単価の算定基準となる利用定員を、こどもの年齢や保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定区分ごとに、「0歳」と「1～2歳」及び「3～5歳」の別に定めることとなっております。

「(2) 利用定員の設定に関する留意事項」です。

利用定員については、原則として認可定員と一致させることとしつつ、地域や施設ごとの状況を踏まえて認可定員の範囲内で設定いたします。この際、新設当初に4歳、5歳の定員が埋まらないと見込まれる施設については、開設後1、2年度に限って4歳、5歳児の利用定員を認可定員から引き下げて設定する場合があります。また、直近の実利用者数の推移や、今後の利用見込み等を踏まえ、利用者が認可定員を下回ると見込まれる場合については、事業者の意向を確認した上で利用定員を認可定員から引き下げて設定することがあります。

3ページをご覧ください。「(3) 利用定員の設定に関する意見聴取」です。

新たに市が利用定員を設定する際には、子ども・子育て支援法の規定に基づき、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を伺うこととなっております。

続いて4ページをご覧ください。

令和8年10月に新たに確認予定の施設の利用定員の設定案を掲載しております。保育所が1施設となります。

それでは施設の概要についてご説明をいたします。5ページをご覧ください。

新船橋みつばし保育園です。こちらは、市外で保育所その他施設を運営する学校法人が開設を予定している保育所となります。東武アーバンパークライン、新船橋駅から歩行距離約800メートルの場所に開設が予定されています。

認可定員は35人ですが、開設当初の4、5歳児（2号認定子ども）の保育需要が定員に満たないことが見込まれるため、利用定員をそれぞれ7名から2名に引き下げて設定する予定です。内訳としましては、3～5歳が11人、1～2歳が12人、0歳が2人、合計25人の設定を予定しております。

6ページをご覧ください。こちらは、船橋市全域を東、西、南、北、中央の5つの行政ブロックに、黒の実線で分けた図になっています。今回の保育所は西部地区に位置しています。

7ページをご覧ください。本市の待機児童の状況についてご説明いたします。

こちらは、令和8年4月1日現在における地区別の待機児童数一覧となります。表示

の数は待機者の第一希望のみの人数で、本市の基準により算定しています。

市全体の待機児童数は466人となり、新船橋みつぼし保育園が位置する西部地区においては、1歳児が112人、2歳児が27人の待機児童が発生しております。

以上のことから、待機児童が多く発生した地域として、施設の必要性があるものと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」に関して、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンラインの方はカメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。

ご意見は特にございませんでしょうか。

それでは、「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」は、適当とする意見としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤副会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

（３）保育提供体制の確保のための実施計画について

○佐藤副会長

それでは議題の３点目、「保育提供体制の確保のための実施計画について」です。

保育運営課よりご説明をお願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課でございます。

資料３を用いて、保育提供体制の確保のための実施計画の承認についてご説明申し上げます。

資料をめくり、２ページをご覧ください。

まず、目的です。保育提供体制の確保のための実施計画は、待機児童対策や地域課題対策など、自治体が抱える保育施策の課題を解決するために、こども家庭庁が定める方針に基づき市が作成するもので、昨年度、令和７年度から開始された制度でございます。

また、この計画の採択が、国からの財政支援、具体的には補助金の交付や補助率のかさ上げなどを受けるための要件とされており、国の補助金を活用して既に実施している本市の各種事業に関して計画の採択を受け、補助金の交付や補助率のかさ上げを受けて事業を行っております。

次に、令和８年度から新たに追加された要件についてご説明をいたします。

令和８年度から次の要件が追加されました。内容としましては、当該実施計画の策定

により財政支援を受けようとする自治体は、将来における保育需要の把握が十分であるか、また、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているかなどを確認する観点から、子ども・子育て会議等へ報告をし、承認を得ることが求められることになりました。

なお、令和8年度の実施計画については、国への提出期限の都合上、既に国への報告を済ませておりますが、本日、その内容についてご承認いただきたく存じます。

次に、実施計画の採択の種類です。

自治体が抱える課題の種類に応じて、「待機児童対策」、「人口減少対策」、「地域の課題に応じた対策」、「こども誰でも通園制度」の4つに分類されており、その種類によって受けられる財政支援の内容は異なりますが、本市では令和8年度計画において、「人口減少対策」を除く全ての採択を受けているところです。

3ページをご覧ください。ここから、採択の国へ報告した内容について、ご説明をいたします。

まず、待機児童対策についてです。

対象の補助金は、「保育対策総合支援事業費補助金」です。具体的な令和8年度の整備計画としては、記載の2事業の採択を受けています。前年度の公募により内定済みの保育所5件の「賃貸物件による保育所等改修費等」と、令和8年度の予算件数5件の「小規模保育改修費等」です。

国へ報告した計画数の算出根拠ですが、就学前児童数及び申込者数につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画の計画数を使用しています。利用定員数については、令和9年度以降は、第3期子ども・子育て支援事業計画の計画数を基本としつつ、令和7年度、令和8年度の実績値や、現在協議中の計画数を加算した数値で報告をし、採択を受けています。

続きまして4ページをご覧ください。こども誰でも通園制度についてご説明いたします。

採択された対象補助金については、同じく「保育対策総合支援事業費補助金」で、「乳児等通園支援事業実施事業所改修費等」として、令和8年度は3件の計画としており、現在事業者と協議中です。

国へ報告した計画数の算出根拠ですが、就学前児童数・対象児童数については、第3期子ども・子育て支援事業計画の計画数を使用しており、必要定員数についても待機児童対策と同様の考え方で算出をしております。

続きまして5ページをご覧ください。最後に、地域課題対策についてご説明をいたします。

この分類では、表の一番右側のタイトル、「対象の財政支援を必要とする理由」にある各事業の必要性について説明が求められていて、記載のとおり国に報告をしています。

まず、「保育対策総合支援事業費補助金」の対象事業についてです。

「保育士宿舍借り上げ支援事業」につきましては、少子化に伴い、新規就労者が減少していく中で、幅広い地域から保育士を募集する必要があるため、財政支援を活用した保育士確保が必要です。

「広域保育所等利用事業」につきましては、小規模保育事業を卒園した後も、就学前

まで一貫して保護者が就労等を続けられるよう、こども送迎センター事業を継続するために必要としています。

次の「都市部における賃借料等支援事業」につきましては、マンション開発等に伴う局所的な保育需要に対し、駅前等の賃料が高い土地でも保育所を安定して運営するために必要としています。

続いて、「子ども・子育て支援交付金」の対象事業についてです。

「利用者支援事業（基本型）」につきましては、重層的支援体制整備事業における利用者支援事業を今後も持続的に実施するために、専任の職員配置が必要であり、その経費として財政支援を必要としています。

「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」につきましては、一時預かり事業を安定的に実施するために、財政支援を活用して実施幼稚園に補助金を支給する必要があります。

以上が、国により採択を受けた令和8年度の保育提供体制の確保のための実施計画の内容となります。

説明は以上となります。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、「保育提供体制の確保のための実施計画について」に関して、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンラインの方はカメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。

お願いいたします。

○生田委員

生田でございます。

こども誰でも通園制度のことと広域保育所等利用事業のことで、2つご質問させていただきたいのですが、この補助事業の内容というのは、国から示された利用に対する補助を請求するための申請ということでよろしいのでしょうか。それが1つでございます。

もう1つが、広域的保育所等の利用事業の中で、私、本当に認識不足で、こども送迎センターの事業を継続するということですが、これはどういった事業であるか、ご説明いただければと思います。

○佐藤副会長

ご質問ありがとうございます。

では、保育運営課、お願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課でございます。

まず、こども誰でも通園制度の補助の内容ですけれども、国で認められたものを請求しております。具体的には、開設に当たって施設改修が必要な場合の改修費、それから初期に用意する必要がある備品等の費用、これが補助対象になっているところです。

それからもう一つ、広域のほうです。こども送迎センターにつきましては、現在、北習志野駅にある小規模保育事業所内に、こども送迎センター事業の待機場所があり、近隣の幼稚園と認定こども園に在籍するこどもが、朝、ここに登園をします。それで2つの施設に送迎バスで送迎をされて、昼間はそれぞれの施設で過ごします。帰りも、またこどもたちがバスに乗ってその場所に送迎されます。親御さんが迎えにくるまでの間、そのスペースで過ごしているという事業でございます。

○生田委員

ありがとうございました。

○佐藤副会長

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

生田委員、お願いいたします。

○生田委員

こども誰でも通園制度の説明中で、今現在、事業者との協議中というふうに伺っております。今現在、船橋で1か所、浜町保育園だったかが通園制度の事業をなさっているということですが、これは同じ条件でお引き受けしていただくような状況になっているのか、あるいは市とは全然違う支援制度といいますか助成制度でやっていくのか、ということをお聞かせいただけます。よろしくお願いします。

○佐藤副会長

ご回答をお願いいたします。

○保育運営課長

保育運営課でございます。

まず、今、ご案内いただきました公立の浜町保育園では、10月からこの制度を先行してやっております。専用の部屋を設けた専用室独立実施型という形で運営をしているところです。

このこども誰でも通園制度は、国の仕組みとしては、部屋の使い方については、今の専用の部屋を設けるタイプ、それから余裕活用型という通常の0歳、1歳、2歳の保育所の各部屋の定員に対して入所者が少ない場合に、空きのある部分でお預かりをするパターン、それから、一般型の形で、例えば認可定員を10名で設定をしていたとして、ただ、まだその面積基準上プラス5名分の枠が取れるような施設、ちょっと余裕がある認可定員を取っているような施設の場合に、その5名分のところで誰でも通園制度のこどもを預かるというような仕組みが示されています。

まだ各事業者との協議というのが詰まっていないところもありまして、ちょっと開始の時期とかも含めて検討中なものですから、まだ具体的なところを申し上げられないのですが、この公立の浜町保育園でやっているパターンを絶対やりなさいという形の国の立てつけにはなっていないので、それぞれの施設の状況、希望に応じて、これから具体

的に設定されていくことになります。

○生田委員

ありがとうございました。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

ほかはご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、「保育提供体制の確保のための実施計画について」、承認するものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤副会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

(4) 船橋市児童相談所の設置について

○佐藤副会長

続いて、議題の4点目、「船橋市児童相談所の設置について」です。

児童相談所よりご説明をお願いいたします。

○児童相談所長

児童相談所でございます。資料4を用いましてご報告をさせていただきます。

本年7月1日をもって、当市が児童相談所設置市としての政令指定を受けましたので、7月1日をもって船橋市児童相談所が開設をしております。

令和6年6月から工事に着手しておりました船橋市児童相談所の整備につきましては、本年3月23日に竣工いたしておりまして、以降、3か月間の開設準備期間を経て、本年7月1日に開設をいたしました。中核市としては、千葉県内初、全国の中核市としては8番目の児童相談所の設置となります。

次に、船橋市児童相談所が目指す姿でございます。

船橋市の総人口は65万人を超えておりまして、政令指定都市を除くと全国で最も人口規模の大きい市となっております。17歳以下の児童人口につきましても、令和8年4月時点で9万人を超えております。そのような中で、基礎自治体である船橋市が設置する児童相談所として、市民にとって身近な相談窓口となるだけではなく、地域住民やこどもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼ある機関となり、さらに、こども家庭センターをはじめとする児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携を十分に図り、船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援してまいります。

組織体制ですけれども、専門職管理職は、弁護士、医師、それぞれ常勤で配置がござ

います。児童福祉司、児童心理司、一時保護所を含めまして、13係149名の常勤職員、この中には県からの派遣職員も含みますが、開設を迎えております。各系の業務につきましては表にまとめてありますので、こちらをご覧ください。

裏面に参りまして、児童相談所の施設概要です。

JR南船橋駅から徒歩6分の場所に建設してございます。鉄筋コンクリート造・地上3階建てになっております。延べ床面積が3,615.61平米です。

児童相談所としまして、1階部分に事務室、面接室が16室、親子交流スペース、多目的トイレ、授乳室、集団面接室兼会議室、ファイル室などを備えております。

2階、3階部分を使用しまして、一時保護所が設置してございます。一時保護所の事務室、児童・幼児用の居室、医務室、食堂、学習室、ラウンジ、中庭、防災用備蓄倉庫、体育室、屋上庭園などがございます。なお、一時保護所の定員は32名となっております。

報告は以上となります。

○佐藤副会長

ご報告ありがとうございました。

それでは、「船橋市児童相談所の設置について」に関して、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。

澤田委員、お願いいたします。

○澤田委員

市民委員の澤田でございます。よろしくをお願いいたします。

7月1日に開設ということでおめでとうございます。1か月ほどたったわけですが、もしこの1か月間で、こういうことがあったということがあれば、教えていただきたいのですが。お願いいたします。

○佐藤副会長

お願いいたします。

○児童相談所長

それでは、ご報告させていただきます。

児童相談所でございますけれども、これまで市川児童相談所が行っていました業務を、7月1日から船橋市が引き継ぐ形で業務開始となっております。ですので、ゼロスタートということではなく、まず市川児童相談所が取り扱っておりましたケースを引き継ぐことから始めています。

まず引継ぎ総件数ですけれども、相談継続中のものが1,229件ございました。うち、地域外にいるといひますか、里親ですとか、それから施設等に措置しているこどもさんが178人ということで、差引き、在宅で継続指導中のこどもさんが、開所時点で1,051件になります。うち、既に市川児童相談所の一時保護所で保護をされている

こどもさんが、7月1日時点では24名おりましたので、これらを業務開始と同時に引継ぎをするというような形で業務スタートしております。

併せまして、児童相談所の開設準備の段階で、市の児童相談所開設準備課で市の業務として虐待通報等の対応を行ってございましたので、そこから児童相談所の案件として引き継ぐケースが390件というような状況で行っております。

ですので、一応、開設から1,229件のケースが動いているというような状態でスタートをしまして、加えて、新規にというのでしょうか、新たに取扱いをしたものとしては、家庭の事情でもって在宅で養育することができなくなったというような幼児さんがいましたので、初日から一時保護というようなことで新規に一時保護をしているというようなことがあります。

以後、継続しまして、警察署からの身柄付通告といいますけれども、警察署が虐待等を発見して児童相談所に引き継いでいただくというような形で引き受けたこどもさんが現時点で4件と、あとは昨日ですけれども、埼玉県の子どもの相談所で船橋市のこどもさんが一時保護されまして、それがケース移管というような形で引継ぎを受けたというようなことで業務運営はしているような状況になっております。

一時保護児童ですけれども、保護上はゼロからのスタートになるものですから、段階的にこどもさんの引継ぎを受けるというような形で、開設日に男の子6人の引継ぎを受けまして、あとは段階を追って、男子児童2名と、女子児童等引継ぎということで、今週の木曜日に女子の幼児と女児を含めて6名の引継ぎを受けて、基本的には市川児童相談所で保護されているこどもさんの引継ぎは一応完了するような見込みで今進んでいるところでございます。

ということでよろしいでしょうか。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

ほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

尾木委員、お願いいたします。

○尾木委員

船橋市私立幼稚園連合会の尾木でございます。よろしくお願いいたします。

ちょうど私が運営している園が児相の隣にありまして、今回、児童相談所の開設を歓迎いたします。よろしくお願いいたします。

私もこの仕事を30年以上やっていますけれども、保護とか措置とか里親までいかなくても、いろいろなトラブルに児相が介入するケース、そういった家庭というのは、幾度も経験がございます。

兄弟が小学校に通っていたりとか、そのときに小学校の先生なんかとも連絡調整をしながら、幼稚園、保育園でもどういったことができるかということで、児相に間に入っていたきながら、うまくいったケースもあれば、もうちょっとできたかなというケースもいろいろ経験として持っております。

幼稚園、保育園は虐待の早期発見の最前線だと考えております。園側が児相との連携

の仕組みを十分に把握していないことも考え得ますので、通告や情報共有のフロー、園向けの研修、連携の窓口といったものについて、早期に体制をお示しいただき、各園に周知していただければと思います。幼稚園連合会としてもご協力いたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤副会長

ご意見ありがとうございます。今のご意見にご回答はよろしいでしょうか。
よろしくお願いいたします。

○児童相談所総務主幹補佐

児童相談所です。

児童相談所が7月1日開設ということで、前の家庭児童相談室が作成していた児童虐待対応マニュアルを改編します。近日中にデータで関係機関等にお示しをさせていただきますので、その上で各関係機関等と研修等のご相談をさせていただきながら進めたいと思います。

既にこども家庭センターからも通告の関係の周知はしていたかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○佐藤副会長

ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では、船橋市児童相談所が設置されて間もないと思いますが、今後、さらに各所との連携を取っていただいて、充実した施設になるようにお願いいたします。

(5) こども・若者の社会参画のための環境づくりについて

○佐藤副会長

それでは、議題の5点目、「こども・若者の社会参画のための環境づくりについて」です。

こども政策課よりご説明をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

それでは、議題5、「こども・若者の社会参画のための環境づくりについて」、ご説明させていただきます。

経緯でございます。

昨年度、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図るための一体的な計画として、船橋市こども計画を策定いたしました。

こども計画では、新たに基本施策12として、「こども・若者の社会参画のための環境づくり」を追加し、「こども・若者の意見表明の機会の提供」や、「こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実」に取り組むことといたしました。

この基本施策を推進するため、本日ご説明する「ふなばしこどもいけんばこ」と船橋市若者応援ポータルサイト「ふわぼ。」の事業を実施しております。

まず、「ふなばしこどもいけんばこ」でございます。

令和5年度に制定されたこども基本法においては、小中学生を含むこども・若者から意見を聴取し施策に反映させることとされました。そこで、令和7年12月に「ふなばしこどもいけんばこ」を市ホームページ内に設置し、こども・若者が自由にいつでも意見を表明できる環境を整備しました。

「ふなばしこどもいけんばこ」では、3つの情報を掲載しております。

なお、2ページに「ふなばしこどもいけんばこ」のページのスクリーンショットを掲載しておりますので、ご覧ください。

内容については3つございます。

こども・若者を主な対象としたパブリックコメント等の一覧でございます。実施に当たっては、こども用の分かりやすい資料を別途作成していただいております。

こども・若者の自由な意見等を受け付ける「こども・若者ポスト」は、いただいたご意見を担当課へ共有し、事業の推進に役立てています。

学校、友だち、家のことなど、困ったとき・悩んだときの相談先の一覧になります。

主な掲載実績ですが、7月に船橋市緑の基本計画改定第3版（案）のパブリックコメントを募集しております。担当課においては、先ほどご説明した分かりやすい資料「やさしい版」を作成し、こども・若者の理解に努めております。

また、船橋市に新しくできる駅の名称を募集しますということで、新しい駅名の募集も行っております。2ページ目をご覧ください。次にご説明いたします船橋市若者応援ポータルサイト「ふわぼ。」に対する意見募集も行っております。

今後、第5次船橋市地域福祉計画案など、パブリックコメントについても、当ページでこども・若者向けの募集を行う予定となっております。

3ページをご覧ください。船橋市若者応援ポータルサイト「ふわぼ。」でございます。

こども大綱においては、ライフステージに応じた切れ目のない支援が盛り込まれ、青年期では若者が自らの適性などを理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や、相談支援が求められることが明記されております。

本市の若者支援は複数の部局で実施しており、支援の全体像が見えづらい状況となっております。そのため、市ホームページ上に若者に対する支援情報を一元化したページ、船橋市若者応援ポータルサイト「ふわぼ。」を作成し、若者が自ら必要とする情報にアクセスし、活用できる環境整備を図ることといたしました。

内容でございます。各部署で実施している若者支援に関する情報を、「悩みを相談したい」、「学びたい」、「働きたい」、「やってみたい」、「ライフデザイン」の5つのテーマに分類し、若者に分かりやすくお届けしております。

また、サイト内にアンケートフォームで「知りたいこと」や「悩みや心配事」に関する意見をいただき、若者が必要とする情報を随時更新していきます。

説明は以上となります。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、議題の5点目、「こども・若者の社会参画のための環境づくりについて」、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンラインのご参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手挙げ機能にてお知らせください。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員

田中でございます。

今、こども・若者の社会参画のための環境づくりというお話を伺ったのですが、大体何歳から何歳ぐらいを若者として、ターゲットとして捉えていらっしゃるのか、幅広くすると40歳未満という捉え方もありますが、その辺を教えていただければ。

○佐藤副会長

回答をお願いいたします。

○こども政策課長

こども政策課です。

まず、これは計画に基づいた事業でございます。計画においては、こども・若者は原則0歳から29歳、ただ事業によりましては、先ほど委員のおっしゃったとおり、39歳までという形になっております。

この「ふなばしこどもいけんばこ」につきましては、意見をどのようにいただくかというところで、小学校高学年以上であれば分かりやすいページのデザイン、また、分かりやすい資料もそのように作成しております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

○佐藤副会長

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

尾木委員、お願いいたします。

○尾木委員

この「ふなばしこどもいけんばこ」等の取組はとてもいいものだと思って評価しますが、こども基本法の意見反映には年齢の下限がなく、乳幼児も対象だと考えております。

ですが、乳幼児は言葉で意見を表明することが難しく、意見箱に書けるこどもはいません。そのこどもたちの意見というのは、普段の遊びだとか表情だとか、日々の姿として表れます。それを受け止められるのは、日常的にこどもと接している幼稚園、保育園

の保育者だというふうに思っております。

小学校以降の子について、「ふなばしこどもいけんばこ」の取組は大変評価しますが、就学前のこどもの声を酌み取る回路として、例えば園を通じた聴取や、アドボカシー（代弁）の仕組みをこども計画の施策の中にも位置づけていただければ、幼稚園連合会としても協力をいたします。

意見でございます。

○佐藤副会長

ご意見ありがとうございました。よろしいですか。

ほか、ご意見ありますか。

小出委員、お願いいたします。

○小出委員

説明ありがとうございました。社会福祉協議会の小出です。

これは、障害を持ったこどもが意見を言いやすくなるような配慮などはされているのでしょうか。また、パソコンとかを使えないこどもたちに対して、意見をどうやって吸い上げるのかというところを教えていただければと思います。

○佐藤副会長

貴重なご意見、ありがとうございます。

では、ご回答お願いいたします。

○こども政策課長

まず、1番目の障害児の皆様への配慮ということですが、この「ふなばしこどもいけんばこ」、「ふわぽ。」ともに、市のホームページの機能を使っております。市のホームページの機能において、そういった配慮、読み上げ機能がついておりますので、そこには一定の対応はさせていただいております。

2点目につきましては、先ほど尾木委員のほうからも、意見が言えない、入力できないという子に関してどうすればいいかという、代弁という仕組みを整えてくださいというご意見をいただきましたので、今後、どのようにするか考えたいと思います。

資料の中には入っておりませんが、小学生、中学生においては、各児童に配布されています学習用端末、GIGA端末の「まなびポケット」というページにこの「ふなばしこどもいけんばこ」のリンクを張りまして、いつでも意見を出せるような形で整えてございます。

○佐藤副会長

ご説明ありがとうございます。

○小出委員

大丈夫です。ありがとうございます。

○佐藤副会長

ほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
田中委員、お願いいたします。

○田中委員

少しずれるかもしれないですけども、今、世界のいろんな国々でこどものネット利用の制限という方向が出てきていますけれども、千葉県とか船橋市、大きく言えば日本では、そういう方向性というのは出てきているのかなと思いました。今、調査とかも全部ネットでということが多くなってまいりましたので、ましてや年齢幅の広い調査ですので、我々の地域ではそんな方向性は見えているのかどうかだけ、もし気がついたことがあれば教えていただければと思います。

○佐藤副会長

ありがとうございます。
いかがでしょうか。

○こども政策課長

ニュース等でそういった話を聞くことはございます。ただ、当地域、当市において、ネット利用に関しての話は、少なくともこちらのほうにはまだいただいております。

○田中委員

ありがとうございます。

○佐藤副会長

ほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
川上委員、お願いいたします。

○川上委員

「ふなばしこどもいけんばこ」には、今まで、どのぐらいの件数が投稿されたのか、ざっくりでもいいので教えていただいてもよろしいですか。

○佐藤副会長

ご質問ありがとうございます。利用状況についてですかね。
お願いいたします。

○こども政策課長

「ふなばしこどもいけんばこ」につきましては、今までこども計画と緑の基本計画のパブリック・コメントで掲示させていただいています。

「こども・若者ポスト」につきましては、令和7年度に25件、令和8年度に8件の

ご意見をいただいております。

緑の基本計画については、先日 3 1 日に募集が終わったというところで、まだ実績のほうは聞いておりません。

こども計画のパブリックコメントにつきましては、3 4 件いただいているのですが、そのうち 5 件がこの「ふなばしこどもいけんばこ」経由となっております。

○佐藤副会長

川上委員、よろしいでしょうか。大丈夫そうですか。

ご意見ありがとうございました。

ほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ぜひ「ふなばしこどもいけんばこ」及び「ふわぽ。」に関しては、委員の皆様にまた貴重なご意見をいただければと思います。

3. 閉会

○佐藤副会長

それでは、本日の議事は以上となります。ありがとうございました。

事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

○事務局（こども政策課長補佐）

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

次回の子ども・子育て会議の開催につきまして、開催日は未定となっております。

開催通知等につきましては、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際はよろしくお願いいたします。

また、本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車料金無料処理のためのスタンプを押しますので、入り口付近の事務局職員にお申し出ください。

事務局からは以上になります。

○佐藤副会長

ありがとうございます。

○佐藤副会長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。

皆様、ありがとうございました。